

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める部分に限る。第四条

第三項の改正規定、第二十条第三項の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三

章第六節中第三十七条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十三条の七第

一項の改正規定、第一百十条の二第三項の改正規定、第一百九条第一項第二号の二の改正規定、第一百二十条第一項第八号の改正規定及び第一百十一条第一項第五号の改正規定 公布の日から起算

して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中第九十二条の二第一項の表の改正規定(同表の備考一の1中「第一百一条第五項」を「第一百一条第六項」に、「第一百一条の二第三項」を「第一百一条の二第四項」に、同条第二項)を「同条

第三項」に改める部分及び同表の備考一の1に係る部分を除く)、第六条の改正規定(「更新を

し」の下に「第一百二条第六項の規定による通知をし」を加える部分に限る)、第七条の六の

改正規定、第八条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、第一百八条の三

の三の次に二条を加える改正規定及び第一百二十条第一項に一号を加える改正規定並びに次条並び

に附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定

める日

(免許等に関する経過措置)

第一条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、第二

条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十二条の二第一項の規定にかかる

はず、なお從前の例による。

第三条 新法第九十六条の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の

道路交通法第八十九条第一項の規定により免許の申請をしている者については、適用しない。

(国家公安委員会への報告に関する経過措置)

第四条 新法第八六条及び第七条の六の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に

された新法第八六条及び第七条の四第一項後段の規定による通知について適用する。

(自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

第五条 新法第八条の三の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に自転車の

運転に関する新法第八条の三の四に規定する危険行為を反復してした者について適用する。

(政令への委任) 令で定める。

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十一年法

律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第一百十七条の二の二第一号若しくは第五号」を「第一百十七条の二の二第一号」に改め、同項第三号中「第一百十七条の二の二第一号若しくは第五号」を「第一百十七条の二の二第一号若しくは第

七号」に改める。

(自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)
第八条 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第一百十七条の二の二第八号及び第七号、第一百十七条の四第三号」を「第一百十七条の二の二第八号から第十号まで」に改め、同項の表第一百十七条の二第五号の項の次に次のように加える。

第一百十七条の二 の二第八号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号(運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

第十九条第一項の表第一百十七条の二の二第八号の項中「第一百十七条の二の二第六号」を「第一百七十七条の二の二第九号」に改め、同表第一百十七条の二の二第七号の項中「第一百十七条の二の二第七号」を「第一百十七条の二の二第十号」に改め、同表第一百十七条の四第三号の項を削り「同条第二項中「第一百七十七条の二の二第六号及び第七号、第一百七十七条の四第三号」を「第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一一部改正)
第九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)の項中「第一百一条第一項」の下に「第一百一条の二第一項」を加え、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に、「第五項、第一百一条の二第三項」を「第六項、第一百一条の二第四項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 新藤 義孝

国土交通大臣 太田 昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律をこのに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣関係(第一条~第五条)

第二章 総務省関係(第六条~第十四条)

第三章 文部科学省関係(第十五条~第十八条)

第四章 厚生労働省関係(第十九条~第三十六条)

第五章 農林水産省関係(第三十七条~第四十五条)

第六章 経済産業省関係(第四十六条~第四十九条)

第七章 国土交通省関係(第五十条~第七十条)

第八章 環境省関係(第七十一条~第七十四条)

附則

第九条の見出しを「(臨時委員)」に改め、同条中「委員及び」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

第十二条第一項中「第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と」を削り、「児童福祉」を「児童福祉」に「と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第十八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の十三第三項を削り、同条第四項中「委員」を「麻薬中毒審査会の委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

(あへん法の一部改正)

第十九条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正

第二十一条 第四項中「行い」の下に「意見があるときはその」を加え、「附して」を「付して」に改める。

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正)

第二十二条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第一項中「定める」を「定め、都道府県にその写しを送付する」に改める。

(薬事法の一部改正)

第二十四条 第一項中「都道府県知事」の下に「(その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域においては、市長又は区長)」を加え、第三十九条の三第一項において同じ。」を加える。

第二十五条 第一項中「又は店舗販売業」を「店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く)の販売業若しくは賃貸業」に「又は店舗」を「店舗又は営業所」に改める。

第二十六条 第一項中「及び第十条」の下に「(第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を「準用する」との下に「第三十九条第一項中「都道府県知事(その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合は、市長又は区長)」を加え、「又は店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く)の販売業若しくは賃貸業」に「又は店舗の」を「店舗又は営業所の」に改める。

第二十七条 第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 適切な利用 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第五十九条第一項第一号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該申しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第八条第九項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該申しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第八条第十項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十六項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第三十三条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項を削る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第三十四条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「進捗状況」を「進捗状況」に改め、同条第一項中「行う」を「行うものとする」に「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第十二条第一項中「厚生労働大臣に報告するとともに、これを公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告する」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第三十五条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 介護保険法(平成九年法律第百一十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 適切な利用 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第五十九条第一項第一号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第七十条第二項第五号の三中「第七十八条の二(第四項第五号の三)」の下に「第七十九条第一項第四号の三」を「第一百五十二条(第二項第五号の三)」の下に「第一百五十二条(第二項第五号の三)」を加え、「及び第一百五十二条(第二項第五号の三)」を「第一百五十二条(第二項第五号の三)及び第一百五十二条(第二項第五号の三)」に改める。

(水基本調査基礎計画の一部改正)

第一条 水基本調査基礎計画(昭和二十八年総理府令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五条」を「第十二条」に、

「あわせて」を「併せて」に改める。

(土地分類基本調査基礎計画の一部改正)

第三条 土地分類基本調査基礎計画(昭和二十九年総理府令第三十一号)の一部を次のように改

正する。

第一条第一項中「第十二条」を「第十二条」に改める。

(地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令の一部改正)

地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令(昭和三十二年総理府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条の四」を「第八条」に改め

る。

第一条第一項中「第四条の五」を「第九条」に、「添

附書類」を「添付書類」に改める。

(別記様式中「第五条の三各号」を「第十四条

各号」に改める。

(地籍調査作業規程準則の一部改正)

第五条 地籍調査作業規程準則(昭和三十二年総理府令第七十一号)の一部を次のように改正す

る。

第六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和五十五年建設省令第十一号)の一部

を次のように改正する。

第十二条の八中「第十条の四第一項」を「第

十一条の四」に改める。

第十二条の九を削る。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第

十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「第三十六条第一項」を「第三

十六条」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第二十三条 削除

この省令は、公布の日から施行する。

昭 示

O厚生労働省告示第百九十七号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八条第一項の規定に基づき、

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(平成二十四年厚生労働省令第五百一十四号)

の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十四日

厚生労働大臣 田村 慶久

第二の一の中「行い」を「行うことが必要で

あり」は「公表することが必要である」を「公表するよう努めるものとする」と改め、同一の二中

「第一項」を「第二期」は「平成五年度」を「平

成三十年度」、「行い、その結果を公表することが必要である」や「行うことが必要であり、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。なお、第一節都道府県医療費適正化計画についても、第一節都道府県医療費適正化計画期間終了の翌年度である平成二十五年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行うことが必要であり、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。」に改める。

O農林水産省告示第十九百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

第一 保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区牛妻字

丹野口一五五〇の一、一五六一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

I 立木の伐採の方法

農林水産大臣 林 芳正

O農林水産省告示第十九百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 静岡県榛原郡川根本町下

長尾字通ボツ一九八八の八三、一九八八の二

2 その他の森林については、主伐は、択伐によ

る。

字丹野口一五六二(次の図に示す部分に限る。)

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期以上

ものとする。

4 闇伐に係る森林は、次のとおりとする。

I 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(次の図及び「次のとおり」は、省略し、そ

の図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

O農林水産省告示第十九百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 静岡県富士宮市内房字塩

出一九六一の二、一九六四の二・一九六六の二

(以上三筆につづいて次の図に示す部分に限る。)

字大和沢四五三の二、四五四の二四五五

五、四五七の二、字中ノ上五一七〇の二、五

一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

に限る。)

O農林水産省告示第十九百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島

二 指定の目的 土砂の流出の防備

I 立木の伐採の方法

O農林水産省告示第十九百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 静岡県富士宮市内房字塩

出一九六一の二、一九六四の二・一九六六の二

(以上三筆につづいて次の図に示す部分に限る。)

字大和沢四五三の二、四五四の二四五五

五、四五七の二、字中ノ上五一七〇の二、五

一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

に限る。)